

氏 名	まる やま とし あき 丸 山 俊 明
学位(専攻分野)	博 士 (学 術)
学 位 記 番 号	博 甲 第 235 号
学位授与の日付	平成 13 年 3 月 26 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	工芸科学研究科 機能科学専攻
学位論文題目	山城国農村部の建築規制に関する研究
審 査 委 員	(主査) 教 授 日 向 進 教 授 河 邊 聰 教 授 森 田 孝 夫

論文内容の要旨

本論文は、江戸時代中期の18世紀半ばに山城国の農村部で発生した建築規制の転換について、その経緯と要因の解明を目的とするものである。序章で研究の概要と意義を述べ、全7章で構成されている。

第1章：「山城国における京都代官所の建築規制の存在」

従来の研究では京都町奉行所（以下、町奉行所）の建築規制だけが指摘されてきた。これに対して、本論文は京都代官所（以下、代官所）や在地地頭（以下、地頭）が主体的に行った建築規制の存在を明らかにする。そして代官所や地頭の建築規制は町奉行所による明和4年（1767）12月の触書を契機に発生した可能性を指摘し、この触書が農村部で建築規制を行う権限を代官所や地頭に委譲したことが要因であることを論じている。

第2章：「上山城4郡における京都代官所や在地領主の建築規制」

ところが、山城国には18世紀以前にも代官所や地頭による建築規制が存在した。江戸時代初めから18世紀までは、山城国8郡のなかで北部4郡は町奉行所が、南部4郡は代官所や地頭がそれぞれ建築規制を担当していた。しかし18世紀前半に南部4郡の建築規制に町奉行所が介入して山城国全域を管轄下に置いた。

第3章：「上山城4郡における京都町奉行所への申請の始まり」

これに対して南部4郡の農民は訴願を繰り返して、明和4年12月の触書によって元の申請先に戻される。南部4郡では建築規制の転換が2度発生したことになるが、それは幕府政治の変革、すなわち享保改革をふまえて考えるべき必要性について述べている。

第4章：「上山城4郡における京都町奉行所の処分」

さらに、建築規制の内容を、農民が提出した建築許可の申請書と照合することで、代官所や地頭の建築規制と町奉行所の建築規制がどのように関わったのかを論じ、町奉行所が介入した経緯や処分、それらを農民側がどのように認識していたのかを明らかにしている。

第5章：「京都町奉行所の竣工検査の実施形態」

本章では、明和4年12月の触書が出た時期の前後での町奉行所の竣工検査の変化を検証し、山城国の農村部で上記の建築規制の転換が発生した要因を推測している。

第6章：「宇治山科郷における京都町奉行所への申請の始まり」

本章では、山城国南部宇治郡山科郷における建築規制を取り上げている。都市部の膨張を洛中・洛外町統の外側へ拡大しないとする延宝年間（1673～81）以来の都市部政策が変化し、洛外にも都市部の膨張を許容する意図が町奉行所にあった可能性を指摘する。山科郷が、南部4郡での訴願に参加し

たにもかかわらず、町奉行所の管轄下に置かれたのは、このような事情によるものと推測している。

第7章：「山科農村部の建築規制の転換と享保改革」

本章では、代官所や地頭への建築許可の申請を行っていた山城国南部の農民に、町奉行所への申請が義務付けられた要因を享保改革との関係を中心に検討している。年貢増徴策と新田開発奨励策を基調とする幕府の享保改革を背景に、農地の宅地開発を規制する目的で厳格な実効性を伴う建築規制が始まった。

論文審査の結果の要旨

本論文は、江戸時代の山城国農村部で建築規制が転換した経緯と要因の具体的な解明を行い、次のような推考を展開する。すなわち、京都町奉行所が上山城4郡の建築規制に介入したのは、直接的には農地の宅地への開発を規制する目的があったこと、その後、幕府の財政政策が年貢収入の増徴から貨幣収入に移す過程で、京都町奉行所が遠方農村の建築規制を行う意味が失われ、その権限を京都代官所や地頭に委譲するにいたったことなどである。

江戸時代における建築規制の研究には、法規制の収集と、地域的な枠組みを把握した規制内容の解釈・運用形態の把握、そして全国的視野に基づく運用形態の比較による成果が求められている。本論文の研究手法の特徴は、規制が加えられた農民側の史料を博搜、収集し、法規制と照合して運用形態を復原する点にある。行政側の史料は触書集成等で系統的に収集整理されているが、本研究で取り上げられたのは、民家に伝来する断片的な史料群のなかから申請者が丹念に拾い上げたものである。

従来の研究には、本論文で展開されているような建築規制の転換を指摘するものが見られなかっただけでなく、山城国農村部に京都代官所や在地領主の地頭による建築規制の存在を指摘する研究はなかった。農民側の史料から建築規制の内容を実証的に復原し、京都町奉行所を中心に、京都代官所や地頭の建築規制にも言及した本論文により、江戸時代の建築規制の研究にひとつの比較基準をもたらしたと評価できる。また山城国における建築規制の転換を通じて、江戸時代の社会構造の復原という近世日本史の課題に寄与したといえる。

本論文は『日本建築学会計画系論文集』に審査を経て掲載された4編の論文を中心に構成されている。

- ・丸山俊明：『岩倉村文書』普請願書と家建見分」第524号、1999年10月
- ・丸山俊明・日向 進：「京都町奉行所による出来見分の実施形態について—出来見分の役人構成を中心に」第531号、2000年5月
- ・丸山・日向：「山城国南部における建築規制の転換について—江戸時代の山城国農村部における建築規制（その1）」第535号、2000年9月
- ・丸山・日向：「京都町奉行所の明和4年12月の触書について—江戸時代の山城国農村部における建築規制（その2）」第539号、2001年1月